第4章 商業登記の本人確認の方法

1 なりすまし申請の防止

商業登記は、会社の場合は代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします（P39 3 1.）。なりすまし申請もありますので（たまにニュースになります）、真の代表者が申請しているかを確認しなければなりません。

本人確認の方法は、日常生活では免許証や健康保険証の提示が多いです。不動産登記では、登記識別情報が登記名義人の本人確認に使われています。── **不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第3節** 1 1．商業登記の本人確認は、また別の方法によります。以下の①または②のいずれかの方法です。

①登記の申請書に押印すべき者があらかじめ提出した印鑑と申請書または委任状に押印した印鑑を照合する方法（下記 2）── 書面申請
印影で本人確認をする方法です。どういう仕組みなのか、下記 2 で説明します。
②登記の申請書情報に電子署名をすべき者の電子署名と電子証明書で確認する方法（P58 3）── 電子申請

かつては、登記申請を電子申請でしかしない場合でも、上記①の書面申請のときに必要となる印鑑届（下記 2）がマストでした（旧商登法 20 条）。しかし、令和元年の改正で、印鑑届をしないことも認められました（旧商登法 20 条の削除）。「うちの会社は印鑑届をしない。登記申請は電子申請でしかしないよ。」という選択ができるようになったんです。「すべての手続をオンラインで！」という政府の政策に基づくものです。しかし、しばらくは印鑑届をする会社が多いままであると思われます。

2 印鑑届

1．印鑑を提出する者

登記の申請書に押印すべき者は、印鑑を登記所に提出することができます（商登法 12 条 1 項 1 号）。書面申請をするのであれば、印鑑届をする必要があります。

「登記の申請書に押印すべき者」とは、会社であれば代表者です。司法書士が代理して登記申請をする場合は司法書士が申請書に押印しますが（P40）、この場合は、司法書士が印鑑を提出するのではなく、委任状に押印する（P41）会社の代表者が印鑑を提出します（商登法 12 条 1 項 1 号かっこ書）。代表者のなりすまし防止のためですし、その後に登記申請をするのは会社の代表者ですから、司法書士ではなく代表者が印鑑を提出するんです。なお、提出の手続は、委任状を添付して司法書士などの代理

人に任せることができます（商登規９条の６）。司法書士が設立の登記の依頼を受けた場合は、印鑑の提出も司法書士が代理して行います。ただ、これは代理しているだけであり、あくまで提出者は会社の代表者です。

印鑑の提出をする時期についての規定はありませんが、通常は設立の登記の申請と同時に提出します。

「印鑑を……提出」とありますが、ハンコ（物体）自体を提出してしまったら、その後、そのハンコを使えなくなってしまいます。これは、「印影を提出する」（印鑑届書に押印して印鑑届書を登記所に提出する）という意味です。

※代表取締役が複数である場合

代表取締役が複数いる場合（代表取締役は１人でなくても構いません）、そのうちの１人の代表取締役が印鑑を提出すればOKです（登研251P69）。１人しか印鑑を提出していなくても、その後の登記申請において、その印鑑を提出した代表取締役が申請書または委任状に提出した印鑑で押印すればよいからです。

なお、もし提出したければ、複数の代表取締役が印鑑を提出してもOKです。ただし、複数の代表取締役が同じ印鑑を提出することはできません（昭43.1.19民事甲207）。

その提出者の印鑑

登記所に提出する印影は、下記２.の図にあるようなもので、代表取締役の氏名は通常は記載されません。しかし、あくまで**提出した者の印鑑**なのです。よって、複数の代表取締役が印鑑を提出する場合は、別の印鑑を用意する必要があります。

２．印鑑による本人確認の仕組み

以下のような仕組みで本人確認が行われます。

①（通常は）設立の登記の申請と同時に印鑑（印影）を提出する
②提出された印影は、登記所に保存される
③その後、登記された事項の変更の登記などがされる。この際、登記官は「本当にこの会社の代表者なのか？」を確認する必要がある。そこで、会社の代表者は、①で提出した印鑑で申請書または委任状に押印する（商登規35条の２）。

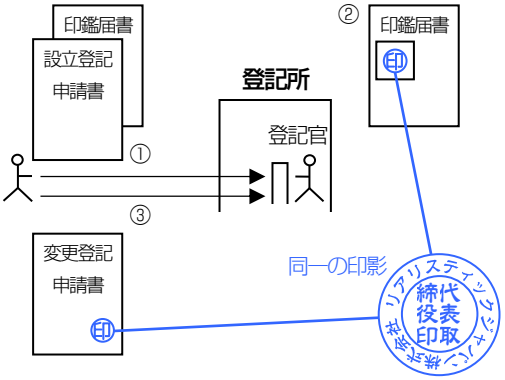

なお、この印鑑が、法人の実印であり、**不動産登記法Ⅰのテキスト第１編第６章第４節1**の「登記所届出印」です。

＊印鑑届は、論点がいくつもあるのですが、まだ序盤ですので、上記１.と２.の最も重要な本人確認の仕組みの理解に留めてください。下記３.～８.のその他の論点は、Ⅱのテキストの最後までお読みになった後にお読みください。

３．印鑑提出者

上記１.と２.では、印鑑を提出できる者の例として会社の代表者を挙げていました。それ以外にも印鑑を提出できる者がいます。印鑑を提出できる者は、下記（１）と（２）に分けることができます。

なお、印鑑を提出すると、原則としてその印鑑（登記所届出印）についての印鑑証明書の交付を請求できるので（商登法 12 条１項）、印鑑証明書の交付請求の可否についても併せてみていきます。

（１）組織のトップ（商登法 12 条１項１号）

ex. 株式会社の代表取締役・代表執行役、清算株式会社の代表清算人（特別清算の場合でも監督委員ではなく代表清算人）、持分会社の代表社員、清算持分会社の代表清算人、外国会社の日本における代表者、商号の登記をする商人、未成年者の登記をする未成年者、後見人の登記をする後見人

組織のトップが申請書または委任状に押印するため、書面申請をする場合には、本人確認のために印鑑を提出しておく必要があります。

これらの者は印鑑を提出し、その印鑑（登記所届出印）についての印鑑証明書の交付を請求できるのですが、印鑑証明書の交付を請求できない場合もあります。

印鑑証明書の交付を請求できる場合（○）	印鑑証明書の交付を請求できない場合（×）
・**任期満了後であるが退任の登記がされていない代表取締役**（登研 166P54） 権利義務代表取締役もいるため（P386～388（１））、退任の登記がされていないと、まだ代表取締役であると判断されるからです。 ・**代表取締役の職務執行が停止された場合の職務代行者**（昭 40.3.16 民事甲 581）	・**存続期間満了後の代表取締役**（昭 40.3.16 民事甲 581） 存続期間が満了すると清算株式会社となりますので（会社法 475 条１号）、代表取締役がいないことは明らかだからです。同じ理由から、代表者事項証明書（P35④）についても交付を請求できないとされてい

３ 電子署名と電子証明書

登記の申請を電子申請で行う場合は、申請人またはその代表者もしくは代理人は申請書情報に電子署名をする必要があります（商登規 102 条１項）。そこで、代表取締役などは、登記所に電子証明書の発行の請求をすることができるとされています（商登法 12 条の２第１項１号）。なお、電子申請を行う場合でも、この登記所に対する電子証明書の発行の請求はマストではありません。令和３年の改正で、個人番号カードの電子署名・電子証明書などでも電子申請ができるようになったからです（旧商登規 102 条６項の削除）。

第5章 登録免許税

1 意義

商業登記も、不動産登記と同じく、登記を受けるには原則として登録免許税を納付する必要があります（登免法２条、３条前段）。やっぱり税金がかかるんです……。

2 課税標準・税率

1．登録免許税の決定方法

（1）課税標準×税率

登録免許税の額が、「課税標準」に「税率」をかけることで決まるのは、不動産登記と同じです（登免法別表）。商業登記の「課税標準」は、以下の３種類に分けることができます（「税率」は後記３.の表に掲載しています）。

①（増加した）資本金の額

ex. 株式会社の設立の登記の課税標準は「資本金の額」であり、税率は「７/1000」です（登免法別表第１.24.（１）イ）。よって、資本金の額が3000万円である株式会社の設立の登記を申請する場合､3000万円×７/1000＝21万円の登録免許税を納付する必要があります。

②申請件数

ex. 取締役会設置会社の定めの設定の登記の課税標準は「申請件数」であり、税率は「１件につき３万円」です（登免法別表第１.24.（１）ワ）。よって、取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請する場合、３万円の登録免許税を納付する必要があります。

③本店、主たる事務所、支店または従たる事務所の数

ex. 支店の設置の登記の課税標準は「支店の数」であり、税率は「１箇所につき６万円」です（登免法別表第１.24.（１）ル）。よって、１個の支店の設置の登記を申請する場合、６万円の登録免許税を納付する必要があります。

（2）端数処理

登録免許税は、10円単位・１円単位で納める必要はないため、「端数処理」ということをします。端数処理の方法も、基本的に不動産登記と同じです。

（ａ）課税標準

1000 円未満の端数は切り捨てます（国税通則法 118 条１項）。

（ｂ）登録免許税

課税標準に税率をかけた額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます（国税通則法 119 条１項）。登録免許税の額として 10 円単位・１円単位の金額を記載することはないということです。

２．申請書への記載

登録免許税の額は、申請書に記載します。

課税標準の額は、上記１．（１）①の場合（資本金の額が課税標準となる場合）のみ記載します（商登法 17 条２項６号）。

３．主な登記の課税標準・税率

登記によって、課税標準と税率が異なります。

主な登記の課税標準・税率は、以下の表のとおりです（登免法別表第１.24.（１））。

＊記憶は各論で各登記を学習する中でしていただければ結構ですが、以下の表の知識は、記述では毎年出題されます。ほぼ確実に得点につながる表ですので、以下の表はコピーして、自宅のお手洗いの壁などに貼り、毎日ご覧ください。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">課税標準</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">イ　株式会社の設立の登記（ホ・トの登記を除く）</td><td>資本金の額</td><td>7/1000</td></tr>
<tr><td colspan="2">これによって計算した税額が15万円に満たないときは、申請件数１件につき１５万円</td></tr>
<tr><td>ロ　合名会社・合資会社または一般社団法人・一般財団法人の設立の登記</td><td>申請件数</td><td>１件につき６万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ハ　合同会社の設立の登記（ホ・トの登記を除く）</td><td>資本金の額</td><td>7/1000</td></tr>
<tr><td colspan="2">これによって計算した税額が６万円に満たないときは、申請件数１件につき６万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ニ　株式会社または合同会社の資本金の増加の登記（ヘ・チの登記を除く）</td><td>増加した資本金の額</td><td>7/1000</td></tr>
<tr><td colspan="2">これによって計算した税額が３万円に満たないときは、申請件数１件につき３万円</td></tr>
</table>

	課税標準	税率
ホ　新設合併または組織変更もしくは種類変更による株式会社または合同会社の設立の登記	資本金の額	新設合併消滅会社、組織変更をした会社または種類変更をした会社の新設合併、組織変更または種類変更の直前における資本金の額として財務省令（登免法施行規12条1項）で定める額の部分は資本金の額の1.5/1000 上記の財務省令で定める額（登免法施行規12条1項）を超える部分は資本金の額の7/1000
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円	
ヘ　吸収合併による株式会社または合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	吸収合併消滅会社の吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定める額（登免法施行規12条2項）の部分は資本金の額の1.5/1000 上記の財務省令で定める額（登免法施行規12条2項）を超える部分は資本金の額の7/1000
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円	
ト　新設分割による株式会社または合同会社の設立の登記	資本金の額	7/1000
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円	
チ　吸収分割による株式会社または合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	7/1000
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円	
ヌ　新株予約権の発行による変更の登記	申請件数	1件につき9万円
ル　支店または従たる事務所の設置の登記	支店または従たる事務所の数	1箇所につき6万円

	課税標準	税率
ヲ　本店もしくは主たる事務所または支店もしくは従たる事務所の移転の登記	本店もしくは主たる事務所または支店もしくは従たる事務所の数	１箇所につき３万円
ワ　取締役会、監査役会、監査等委員会もしくは指名委員会等または理事会に関する事項の変更の登記	申請件数	１件につき３万円 **ワ→「○○会（等）」** このワは、**すべて最後に「会」（または「等」）がつく機関**についての登記です。
カ　取締役、代表取締役もしくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役もしくは代表執行役もしくは社員または理事、監事、代表理事もしくは評議員に関する事項の変更（会社または一般社団法人・一般財団法人の代表に関する事項の変更を含む）の登記	申請件数	・資本金の額が１億円超え　→　３万円 ・資本金の額が１億円以下　→　１万円 １億円を超えているかは、登記申請日ではなく、役員等の変更日、つまり、実体の変更日を基準とします。 **カ→「役員等カンケー」** 会計監査人、執行役、代表執行役、社員、理事、監事、代表理事、評議員も含むとおり、この「カ」は**かなり広い**です。よって、私は、この「カ」は「役員等カンケー」と呼んでいます。
ヨ　支配人の選任の登記またはその代理権の消滅の登記	申請件数	１件につき３万円
レ　会社または一般社団法人・一般財団法人の解散の登記	申請件数	１件につき３万円
ソ　会社または一般社団法人・一般財団法人の継続の登記など	申請件数	１件につき３万円
ツ　登記事項の変更、消滅または廃止の登記（これらの登記のうち上記ソまでのものを除く）	申請件数	１件につき３万円
ネ　登記の更正の登記	申請件数	１件につき２万円
ナ　登記の抹消	申請件数	１件につき２万円

※一の申請書による申請

商業登記では、1つの会社の登記であれば、一の申請書で（1件で）2以上の登記の申請をすること（一括申請）が基本的に問題なく認められます。不動産登記は、1個の不動産ごと、1個の権利ごとに申請するのが原則でした。そのほうがわかりやすく、誤った登記がされることが少なくなるからです。── **不動産登記法Ⅱのテキスト第5編第11章1**1. しかし、商業登記は、1つの会社の登記であれば、一の申請書で（1件で）してもわかりにくくなりません。その会社だけのハナシですから。

この場合の登録免許税は、以下のようになります。

①（増加した）資本金の額が課税標準の登記

（増加した）資本金の額が課税標準となります。

ex. 資本金の額が1000万円増加する募集株式の発行の登記と、資本金の額が1000万円増加する準備金の資本組入れの登記を一の申請書で（1件で）申請する場合の登録免許税は、(1000万円＋1000万円）×7/1000＝14万円となります（登免法別表第1.24.（1）ニ。登研409P80)。

②申請件数が課税標準の登記

上記の表の同じ区分に属する場合は、基本的に1件分の登録免許税で済みます（昭29.4.24民事甲866)。

ex. 取締役会設置会社の定めの設定の登記、監査役会設置会社の定めの設定の登記、資本金の額が1億円の株式会社の取締役の就任の登記および監査役の就任の登記を一の申請書で（1件で）申請する場合の登録免許税は、4万円となります。内訳は、以下のとおりです。

・3万円（登免法別表第1.24.（1）ワ）　← 取締役会設置会社の定めの設定
　　監査役会設置会社の定めの設定
・1万円（登免法別表第1.24.（1）カ）　← 取締役の就任
　　監査役の就任

取締役会設置会社の定めの設定の登記と監査役会設置会社の定めの設定の登記は、同じ区分（ワ）なので、3万円＋3万円＝6万円とはならず、3万円で済むわけです（取締役の就任の登記と監査役の就任の登記も同じ区分です)。同じ区分であれば、いくつの登記でも1件分の登録免許税で済むので、一気に申請するとお得ですね。

このように、その登記がどの区分に属するかで登録免許税の額が変わりますので、どの登記がどの区分に属するかを記憶する必要があります。

登録免許税の税率の記憶のコツ

・上記の表の**「ツ」が圧倒的に多い**ので、**「ツ」以外を明確に**思い出せるようにしてください。**明確に思い出せるようにしていない登記は「ツ」**ということです。
・**株式関連**の登記は、**増資を除いてほとんど「ツ」**です。

③本店、主たる事務所、支店または従たる事務所の数が課税標準の登記
ex. 支店を２つ移転した旨の登記を申請する場合、３万円（支店１個）＋３万円（支店１個）＝６万円の登録免許税を納付する必要があります（登免法別表第１.24.（１）ヲ）。

第6章 添付書面

商業登記の申請は、P40 のような申請書を登記所に提出してしますが、それだけでは信用できません。そこで、添付書面も提出する必要があります。具体的にどのような書面を添付するかは各登記ごとに説明しますが、この第６章では、添付書面の考え方を説明します（おまけとして原本還付の制度も説明します〔下記3〕）。

添付書面は、大きく下記1と下記2の２つのことを証するために提出します。

1 申請の内容が真実と合致すること

真実に合致する事項を公示する必要がありますので、これが添付書面で証することの中核です。真実と合致することを証する書面としてよく出てくるのは、以下の条文に規定されている書面です。

商業登記法 46 条（添付書面の通則）

1 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

特によく出てくるのが、（まだ学習していない用語が多いですが）取締役の過半数の一致があったことを証する書面（商登法 46 条１項）、株主総会議事録、取締役会議事録（商登法 46 条２項）です。会社法で「取締役が決定しろ」「株主総会で決議しろ」「取締役会で決議しろ」などと規定されていることが多いので、その決定・決議をしたことを証するために、これらの書面を添付するんです。

添付書面の基本的な考え方

ここで、添付書面の基本的な考え方を列挙しておきます。まだ各登記を学習していないので、「ふ～ん」という程度に眺めておいてください。この後、何度も参照箇所としてここを示しますので、その度に戻ってきてください。

①必ずしも登記事項のすべてを証する書面が要求されるわけではない

不動産登記の権利に関する登記では、ほぼすべての登記の申請に登記原因証明情報

2 登記の申請が権限を有する者によってされていること

１．代理人の申請権限を証する書面

登記申請において、本人（会社の代表者など）かどうかの確認は、以下の①または②のいずれかの方法で行われます（P47 1）。

①登記の申請書に押印すべき者があらかじめ提出した印鑑と申請書または委任状に押印した印鑑を照合する方法 ―― 書面申請
②登記の申請書情報に電子署名をすべき者の電子署名と電子証明書で確認する方法 ―― 電子申請

本人申請だと、本人しかいませんので、この本人確認のみで OK です。しかし、代理人申請の場合は、代理人の申請権限を確認する必要があります。それを証する書面が委任状です（商登法 18 条）。不動産登記と同じ仕組みですね。

２．委任状の記載事項

商業登記の委任状は、次のページのようなものです。意外と記載事項が少ないのですが、それは「申請書の作成」などは１.の「変更登記を申請する一切の件」に含まれるからです。しかし、その下の２.の権限は特別に授権を受ける必要があるため、わざわざ記載しています。下記 3 で説明する原本還付の請求は、特別に授権を受ける必要があるんです（商登規 49 条４項）。これは、不動産登記と異なる点です。不動産登記の任意代理人は特別に授権を受けることなく原本還付の請求ができるので、不動産登記の委任状には原本還付についての記載がありませんでした。―― **不動産登記法Ⅰのテキスト第１編第６章第６節 3 実際の書面を見てみよう 10**

実際の書面を見てみよう３ ―― **委任状**

委　任　状

東京都新宿区大久保一丁目１番地１号
司法書士　法　務　　太　郎

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任する。

１．当会社の資本準備金の資本組入れによる変更登記を申請する一切の件
２．原本還付の請求及び受領の件

令和６年６月 28 日
東京都新宿区新宿一丁目１番１号
リアリスティックジャパン株式会社
代表取締役　秀英　一郎

第3章　機　関

第１節　機関とは？

1 意義

法人は、独立して権利能力を有します。しかし、自然人とは異なり、「法人」という人間が存在するわけではありません。そこで、法人の意思決定や運営をしたりする者が必要となります。法人の規模によっては、監視をする者も必要となります。法人が船だとすると、操縦する乗組員が必要なのです。ある程度の大きさの船になると、おかしな操縦をしていないかを監視する者も必要となります。法人の乗組員と監視をする者が「機関」なわけです。

＊以下、機関名が出てきますが、いきなり「監査役会」などといわれてもイメージが湧かないと思いますので、先に、P270 1、P333の1.、P372 1、P398 1、P418 1、P432 1、P453の1.、P466 1、P481～483 1、P496～497 1をお読みください。

2 機関設計のルール

九九が言えるレベルに

機関設計のルールは基本中の基本なので、下記1.と下記2.は**九九が言えるレベル**（考えなくても出てくるレベル）にする必要があります。

たとえば、択一では、取締役会設置会社についての知識を問う場合に、「監査役会設置会社」としか記載されないことがあります（ex. 平成21年度〔午前〕第29問・ア）。「監査役会設置会社は必ず取締役会を置かないといけないから（P267 のルール4）、『監査役会設置会社→取締役会設置会社』に置き換えられるのは当然だよね？」という出題なわけです。

記述でも、下記1.と下記2.が一瞬で出てこないと勝負になりません。

機関設計のルールの思い出し方のコツ Part 1

まずは、以下の3点を思い出せるようにしてください。

①**監査等委員会設置会社**は会計参与を置くかどうかを除いて**1パターン**

会計参与を置くかは任意ですが、それ以外は以下の機関構成しか認められません。

「株主総会＋取締役会＋監査等委員会＋会計監査人」

②指名委員会等設置会社は会計参与を置くかどうかを除いて１パターン
　会計参与を置くかは任意ですが、それ以外は以下の機関構成しか認められません。
　「株主総会＋取締役会＋指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）
　　＋執行役＋会計監査人」
③会計参与はどのような株式会社でも置くことができる

１．８コのルール

　機関は、好き勝手に置いたり置かなかったりできるわけではなく、以下の８コのルール（規制）があります。

ルール１　**すべての株式会社が置かなければならない機関**
→「株主総会」と「取締役」（会社法 295 条参照、326 条１項）

　株主総会と取締役は、この国で最も小さな部類に入る私の株式会社でもあります。
　なお、代表取締役が入っていないのは、指名委員会等設置会社には代表取締役がいないからです。指名委員会等設置会社の代表権を有するのは、代表執行役です。
＊株主総会と取締役は、すべての株式会社が置かなければならないので、以下のルール２・３・５～７においては省略します。

ルール２　**公開会社が置かなければならない機関**
→「取締役会」（会社法 327 条１項１号）

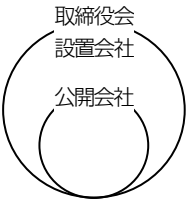

　公開会社は、株主がコロコロ変わります（上場企業をイメージしてください）。株主が十分に取締役を監視できません。そのため、取締役で合議体（取締役会）を形成し、相互監視をする必要があるんです。

ルール３　**取締役会設置会社が置かなければならない機関**
→「監査役」、「監査等委員会」または「指名委員会等」（会社法 327 条２項本文）

　取締役会が置かれると、株主総会の権限が制限されます（会社法 295 条２項。P271～272 の２.）。株主が一歩下がるイメージです。そこで、株主の代わりに取締役などを監視する機関が必要となるんです。
　ただし、非公開会社かつ非大会社であれば、取締役会設置会社でも、会計参与を置けば監査役を置く必要はありません（会社法 327 条２項ただし書、328 条２項、327 条３項）。中小企業が、監査役になってもらえる人を探すのが大変なので顧問税理士さんに会計参与になってもらう、といった使い方が考えられます。理由が、まだ説明

していない知識なのですが、非公開会社かつ非大会社（非監査役会設置会社かつ非会計監査人設置会社）は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けることができます（会社法 389 条１項。P437〜438 の２.）。非公開会社かつ非大会社は、会計を重視した機関設計が認められるわけです。よって、会計を重視した「株主総会＋取締役会＋会計参与」という機関設計が認められるんです。

なお、監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社の機関構成は上記の「機関設計のルールの思い出し方のコツ Part１①②」の１パターンのみなので、「監査等委員会」「指名委員会等」は、ここで記憶する必要はありません。監査等委員会、指名委員会等は、取締役会の内部機関なので、取締役会とセットになります。

ルール4　非取締役会設置会社（＊）が置くことができない機関
→「監査役会」、「監査等委員会」または「指名委員会等」（会社法 327 条１項２〜４号）

＊「非取締役会設置会社」という用語は会社法にはありませんが、取締役会を置いていない株式会社のことです。

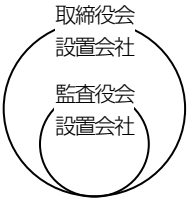

監査役会は、「取締役会は合議体なんだから、それに対抗するため、こっちも合議体にしよう」という趣旨で形成される合議体です。よって、取締役会という合議体がないのであれば、監査役会を置くことはできないんです。

監査等委員会、指名委員会等は、上記のルール３と同じく、ここで記憶する必要はありません。監査等委員会、指名委員会等は、取締役会の内部機関なので、取締役会とセットになります（上記の「機関設計のルールの思い出し方のコツ Part１①②」）。

ルール5　公開会社かつ大会社が置かなければならない機関
→「監査役会」、「監査等委員会」または「指名委員会等」（会社法 328 条１項）

上場企業は、基本的に公開会社かつ大会社です。利害関係人が多く規模も大きいので、厳格な監視体制を採る必要があります。よって、このような株式会社では、合議体の監査機関の設置がマストとされています。

ルール6　大会社が置かなければならない機関
→「会計監査人」（会社法 328 条）

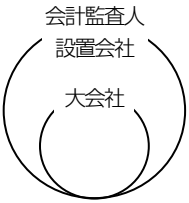

大会社は、大規模で、債権者に対する責任が大きいです（P22（１））。債権者が最も気にしているのが、株式会社の財産の維持です。よって、適切な会計が行われるよう、会計監査人を置くことをマストとしているんです。

ルール７　**会計監査人設置会社が置かなければならない機関**
→「監査役」、「監査等委員会」または「指名委員会等」（会社法 327 条 3項、5項）

会計監査人が取締役と癒着することを監視する、逆に、会計監査人が取締役から不当な扱いを受けることから守るため、会計監査人を置く場合は、監視機関を置くことがマストとなります。

また、会計監査人の上には、監査役、監査等委員または監査委員がいるという視点とも関連づけてください（P466 の「監査ナニナニの下」）。

ルール８　**監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社が置くことができない機関**
→「監査役」（会社法 327 条4項）

監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社では、監査役や監査役会の業務に相当する行為は、監査等委員会または監査委員会が行うからです。

以上のルール１・３・４・７・８を図にまとめると、以下のとおりです。

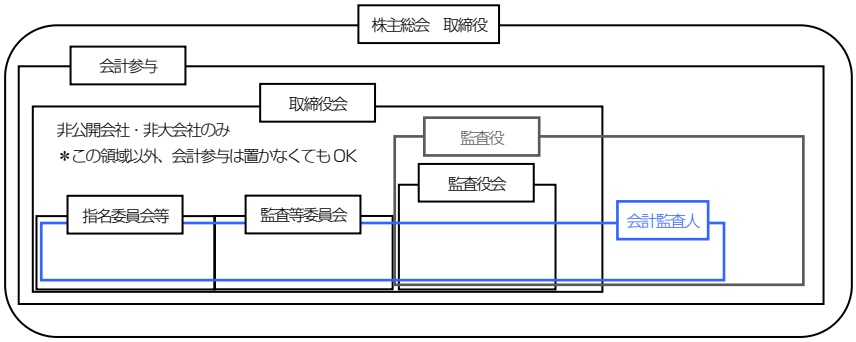

機関設計のルールの思い出し方のコツ Part2

上記のルールに反しなければプラスアルファとして機関を置くことは自由です。

ex. 非公開会社・非大会社、たとえば、私の株式会社が以下のような機関設計を採ることは、何の問題もありません。

「株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人＋会計参与」

こんな非公開会社・非大会社は、ほとんどないでしょうが……。

２.「非公開会社か公開会社か」「非大会社か大会社か」の区分に応じた最低限置かなければならない機関

「非公開会社か公開会社か」と「非大会社か大会社か」の組合せで、株式会社には以下の表の４パターンがあることになります。上記１.のルールから、最低限置かなければならない機関は以下のとおりとなります。

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">最低限置かなければならない機関</th></tr>
<tr><td>非公開会社
非大会社</td><td>株主総会＋取締役
他に置かなければならない機関はありません。</td><td rowspan="4">監査等委員会設置会社
株主総会
＋
取締役会
＋
監査等委員会
＋
会計監査人</td><td rowspan="4">指名委員会等設置会社
株主総会
＋
取締役会
＋
指名委員会等
＋
執行役
＋
会計監査人</td></tr>
<tr><td>非公開会社
大会社</td><td>株主総会＋取締役＋監査役＋会計監査人
大会社ですので、会計監査人を置く必要があります。会計監査人設置会社ですので、監査役を置く必要があります。</td></tr>
<tr><td>公開会社
非大会社</td><td>株主総会＋取締役会＋監査役
公開会社ですので、取締役会を置く必要があります。取締役会設置会社ですので、監査役を置く必要があります。</td></tr>
<tr><td>公開会社
大会社</td><td>株主総会＋取締役会＋監査役会＋会計監査人
公開会社ですので、取締役会を置く必要があります。大会社ですので、会計監査人を置く必要があります。公開会社かつ大会社ですので、監査役会を置く必要があります。</td><td colspan="2">監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社は、どの株式会社でもなることができます。</td></tr>
</table>

第２節　株主総会

1 株主総会とは？

株主総会：議決権を有する株主で構成される株式会社の意思決定機関

船（株式会社）の大きな意思決定（目的地、乗組員を誰にするかなど）をするのが株主総会です。

上場企業の株主総会は、ニュースでご覧になったことがあると思います。６月頃にホテルのホールなどに多数の株主が集まっている映像です。エイベックスの株主総会のように浜崎あゆみさんなど所属アーティストが歌を披露する和やかなものから、東京電力や大塚家具の株主総会のように大モメになるものまであります……。

中小企業の株主総会だと、「株主総会議事録だけ作って終わり」とかだったりします。さらにいうと、会社法で開かないといけないとされている定時株主総会（会社法296条１項）さえ開いていない中小企業も多いです……。

株主総会を考える視点

株主総会についてのルールは、取締役会を設置しているかどうかで分けられていることが多いです。

・**非取締役会設置会社**：所有（資本）と経営が分離していない

非取締役会設置会社は、「株主＝取締役」（またはそれにかなり近い）と想定されます。**株主が船に乗っている**わけです。P12 の【現実のほとんどの株式会社】（株主も取締役も秀英一郎である株式会社）のイメージです。株主が日常的に業務執行の決定を行っているので、**株主総会の権限は大きく**なります。

・**取締役会設置会社**　：所有（資本）と経営が分離している

取締役会設置会社は、「株主≠取締役」と想定されます。**株主が船に乗っていない**わけです。P12 の【そもそもの株式会社】（株主である資産太郎が取締役である秀英一郎などに経営を任せている株式会社）のイメージです。株主とは別に、経営のプロである取締役で組織された取締役会が業務執行の決定を行いますので、**株主総会の権限は小さく**なります。

2 権限

1．非取締役会設置会社

会社法295条（株主総会の権限）

1　株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

この会社法 295 条1項が非取締役会設置会社の株主総会の権限を定めた規定です。「株主総会は、……一切の事項について決議をすることができる」とされています。株主総会は、万能な意思決定機関なわけです。非取締役会設置会社の株主は船に乗っている（株主も取締役も秀英一郎である）ので、株主総会の権限が大きくなっているんです（上記1の「株主総会を考える視点」）。

※取締役が決定すべきとされている事項

非取締役会設置会社において、取締役が決定すべき（取締役の過半数の一致で決定すべき）とされている事項があります。しかし、それを株主総会で決議しても構いません。株主総会は、一切の事項について決議をすることができるオールマイティーな意思決定機関だからです。

よって、商業登記では、このテキストで「取締役が決定すべきとされているため、取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付する」と説明している箇所は、株主総会で決議をしているのであれば、株主総会議事録および株主リスト（＊）を添付することになります。

＊株主リストの正式名称は、「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」ですが、開示請求答案の分析の結果「株主リスト」の記載のみでも減点されないと推測されるので、このテキストでは「株主リスト」と表記します。株主リストについては、P304～309 7で説明します。

2．取締役会設置会社

会社法295条（株主総会の権限）

2　前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

この会社法295条2項が取締役会設置会社の株主総会の権限を定めた規定です。「株主総会は、……に限り、決議をすることができる」とされています。株主総会の権限

は、役員の選任・解任や根本規則である定款変更など、特に重要とされている事項に会社法で限定されています。株主総会は、まさに船の大枠のみを決定する機関なわけです。取締役会設置会社の株主は船に乗っていない（株主である資産太郎が取締役である秀英一郎などに経営を任せている）ので、株主総会の権限が小さくなっているんです（上記1の「株主総会を考える視点」）。

ただし、定款で定めれば、株主総会の権限を拡大できます（会社法295条2項）。

ex. 取締役会設置会社においては、代表取締役の選定は取締役会が行うとされています（会社法362条3項。P374）。しかし、定款で、株主総会の決議によっても代表取締役を選定できると定めることができます（最決平29.2.21）。

取締役会設置会社において株主総会の権限が小さくされたのは、株主は経営能力はないだろうと考えられたからです（P10〜11 の1.）。経営のプロの取締役会に任せたほうが効率が良いわけです。しかし、株主が自ら意思決定をしたいと考えるのであれば（定款の内容は株主が決めます）、それは構わないわけです。

しかし、取締役会の権限を奪うことはできません。

ex. 上記ex.の定款の定めがあっても、取締役会も代表取締役を選定することができます。

3．株主総会の権限の委譲の可否

会社法で株主総会の決議事項とされている事項については、取締役、執行役、取締役会など株主総会以外の機関が決定することができるとする定款の定めは、効力を有しません（会社法295条3項）。

ex. 取締役の選任権は株主総会にありますが（会社法329条1項。P340 の2.）、取締役会で取締役を選任するという定款の定めは効力を有しません。

株主総会から取締役会などに権限を委譲することはできないわけです。株主総会の決議事項とされている事項は、株主にとって特に重大なものなので、株主総会の決議事項とされているからです。

定款の定めの基本的な考え方

「取締役会の決議事項を株主総会でも決議できるとすることはできた（上記2.）のに？」と思われたかもしれません。ここで、定款の定めの基本的な考え方を説明します。

・株主に有利な定款の定め　→　可
・株主に不利な定款の定め　→　不可

この区分けは、P15の「会社法の基本スタンス」からきています。

3 招集

この3からは、株主総会を実施する具体的な手続をみていきます。

株主は素人

株主総会の招集の手続は、取締役会（P399～402 3）などと比べ、**厳格に**定められています。それは、株主は経営については素人であるという考えが基にあるからです。このテキストの登場人物である、資産はあるが経営能力などはない資産太郎をイメージしてください。素人である株主にもわかるように（株主を保護するために）、厳格になっているんです。

┐
P399

1．意義

（1）原則

株主総会を招集するには、下記2.以下の手続に従った招集手続を経る必要があるのが原則です。

（2）例外

しかし、招集手続を省略できる場合があります。それは、株主全員（＊）の同意があるときです（会社法300条本文）。株主の人数が少ない場合は、こうするでしょう。たとえば、私の株式会社には、取締役も株主も私しかいません。その私が、自分宛てに招集通知をポストに出しに行ったら、バカみたいですよね。どんだけ友人がいないんだというハナシです……。

＊株主総会において決議できる事項の全部について議決権を行使できない株主を除きます（会社法298条2項かっこ書、300条）。

ただし、P274～275③の書面による議決権の行使（ハガキの返信による議決権の行使）、または、P275④の電磁的方法による議決権の行使（ウェブサイト上での議決権の行使）を認める場合は、株主全員の同意があっても招集手続を省略できません（会社法300条ただし書）。これらは、株主が株主総会に出席しなくても、ハガキやウェブサイト上で議決権を行使できる制度です。そのためには、株主に議決権行使書面（返信用ハガキ）や株主総会の参考書類などを送らないといけないので、招集手続を省略できないんです。

２．招集権者

（１）原則

（ａ）意義

以下の表の機関が後記の①～⑤の事項を定め、それに基づいて取締役が招集します（会社法 296 条３項）。つまり、招集権者は取締役です。通常は代表取締役が招集しますが、取締役のうちの１人が招集すれば構わないと解されています（代表取締役のみが招集権者であるという見解もあります）。実際に株式会社内で動くのは、通常は法務部です。株主総会が近くなると、法務部に勤めている友人から「今日は残業で徹夜になる……」と聞くことがあります。

非取締役会設置会社	取締役会設置会社
取締役の決定（取締役の過半数の一致） （会社法 298 条１項柱書、348 条２項）	**取締役会の決議** （会社法 298 条４項）

【招集の際に定める必要がある事項】

株主総会を招集する際には、以下の事項を定めます。②～④は、ある場合に定める事項です。

①株主総会の日時および場所（会社法 298 条１項１号）

これは当たり前ですね。これを決めないと株主が来られません。

②株主総会の目的である事項（議題）があるときは、その事項（会社法 298 条１項２号）

議題は P286 の１.で説明しますが、「取締役の選任」などのことです。

③株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨（会社法 298 条１項３号）

これは、議案ごとに「賛」「否」のマルを付ける返信用ハガキが株主に送付され、株主が株式会社にそのハガキを送り返すといった方式です。遠方に（人によっては海外に）住んでいたり、仕事があったりで出席できない株主もいます。また、株主総会の決議には定足数というものがあるので（P297（ｂ）、P299（ｂ））、それを確保する必要もあります。そういった目的で採用している株式会社もあります。選挙でいう期日前投票みたいなものです。

期日前投票と違うのは、この書面による議決権行使を認めるかは、基本的には株式会社の任意であるという点です。ただ、株主（議決権行使のハナシなので株主総会において決議できる事項の全部について議決権を行使できない株主は除きます）が1000人以上だと、書面による議決権行使を認める必要があります（会社法298条2項本文）。株主が1000人もいれば、遠方に住んでいる人も多いからです。このような理由なので、非公開会社か公開会社かは関係ありません。非公開会社の株主だからといって、株式会社の近くに住んでいるわけでもないでしょう。

④株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨（会社法298条1項4号）

これは、株主ごとに割り振られたID・Passでウェブサイトにアクセスし、ウェブサイト上で議案ごとに「賛」「否」の投票をするといった方式です。

この④は、上記③と違い、マストとされる株式会社はありません。

ネット・メールはまだ原則ではない

電磁的方法による手続（ネット・メールなど）は、まだ会社法の**原則的な方法ではありません**。株主は年配の方も多いです。パソコンやスマホなどを所有していない人も多いと考えられています。

書面または電磁的方法による議決権行使を認めた場合、株主総会参考書類を送る必要があります（会社法301条1項、302条1項）。書面による議決権行使の場合は、さらに議決権行使書面（返信用ハガキなど）も送る必要があります（会社法301条1項）。書面または電磁的方法によって議決権を行使する株主は、株主総会に出席しないので、資料（株主総会参考書類）が必要となるからです。通常は小さな冊子が送られます。また、書面による議決権行使の場合、書面で議決権を行使しますので、ハガキなど（議決権行使書面）も必要となるわけです。

なお、この③と④は、あくまでも株主総会に出席しない株主のための制度なので、書面または電磁的方法によって議決権を行使した株主が株主総会に出席して議決権を行使した場合は、書面または電磁的方法による議決権の行使の効力は失われます。

⑤その他、法務省令（会社施行規63条）で定める事項（会社法298条1項5号）

（b）電子提供措置

i　意義

株主総会参考書類や議決権行使書面などを株主の個別の承諾なしに電子提供できる制度が、令和元年の改正でできました。株式会社は、定款で定めることによって、株主の個別の承諾なしに株主総会参考書類や議決権行使書面などを自社のウェブサイトに掲載するといった方法で提供することができます（会社法 325 条の２）。この措置のことを「電子提供措置」といいます。

なお、電子提供措置を採用したからといって、株主総会の招集通知（P284 の５.）が不要となるわけではありません。たとえば、取締役会設置会社であれば、原則として、書面で招集通知を発する必要があります。これまで招集通知に同封していた株主総会参考書類などを同封しなくてよくなるのが、電子提供措置なのです。

ii　趣旨

上場企業など株主の多い株式会社では、株主総会参考書類などの書面の印刷代や郵送費はかなりの額になります。また、株主総会参考書類の内容が確定してから発送するまでに通常は２週間程度かかってしまい、株主がすぐに内容を知れないという問題もありました。そこで、この電子提供措置の制度ができました。

※電子提供措置の採用がマストとなる株式会社

上場企業など振替株式（P165）を発行する会社は、電子提供措置を採用しなければなりません（振替法 159 条の２第１項）。上場企業は、株主がコロコロ変わるため、株主総会参考書類の内容を早めに提供する必要性が高いからです。それ以外の株式会社は、電子提供措置を採用するかは任意です。

iii　電子提供措置期間

電子提供措置は、次のようにします。株主総会の招集通知を書面でする場合（P285②または③）には、取締役が、以下の①または②のいずれか早い日（電子提供措置開始日）から株主総会の日後３か月を経過する日までの間、株主総会参考書類や議決権行使書面に記載すべき事項を自社のウェブサイトなどに掲載します（会社法 325 条の３第１項）。これを「電子提供措置期間」といいます。

①株主総会の日の３週間前の日
②招集通知を発した日

①だけでなく②の規定もあるのは、株主が株主総会の招集通知を受領した時に「まだウェブサイトに掲載されていないため見られない」という事態を避けるためです。

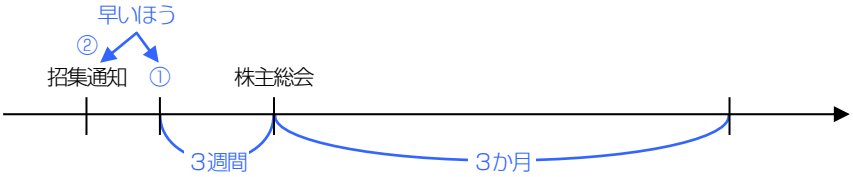

株主総会の日後も３か月間電子提供措置を続ける必要があるのは、株主総会の決議の取消しの訴えの証拠にすることがあるため、株主総会の決議の取消しの訴えの提訴期間（Ⅱのテキスト第６編第２章5 1.（３））に合わせられたからです。

ただ、取締役が招集通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項については、ウェブサイトなどに掲載する必要はありません（会社法 325 条の３第２項）。電子提供措置を採用していても、議決権行使書面は書面で交付するということができるんです。株主の氏名（名称）・議決権数などを記載した議決権行使書面をウェブサイトに株主ごとにアップするのは、株式会社の負担になるからです。また、株主が、ウェブサイトから議決権行使書面を印刷するのは大変です。議決権行使書面は書面で交付する株式会社が多くなると考えられます。

ⅳ　書面交付請求

年配の方など、ネットに慣れていない人もいます。「そういった人は困らないの？」と思われたかもしれません。その点の手当てもされています。電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主は、株式会社に対し、株主総会参考書類に記載すべき事項など電子提供される事項を記載した書面の交付を請求することができます（会社法 325 条の５第１項）。

この書面交付請求は、１度されると、その後も原則として維持されます。書面交付請求をする株主が増えてくると、株式会社の負担が年々増していきます。そこで、書面交付請求の日から１年を経過したときは、株式会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には催告期間内に（１か月以上である必要があります）異議を述べるべき旨を催告することができます（会社法 325 条の５第４項）。催告期間を経過すると、書面交付請求は効力を失います（会社法 325 条の５第５項本文）。ただ、株主は、異議を述べれば、書面交付請求が効力を失うのを妨げることができます（会社法 325 条の５第５項ただし書）。株主が異議を述べれば書面交付請求は効力を失いませんが、負担の増した株式会社に負担軽減のトライをするチャンスが与えられているんです。

v　電子提供措置の中断

P276～277 のⅲの電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（ex. サーバダウンなどによるウェブサイトへのアクセス不能）が生じた場合でも、以下の①～④のいずれにも該当するときは、その中断は電子提供措置の効力に影響を及ぼしません。

①電子提供措置の中断が生じることについて、株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと、または、株式会社に正当な事由があること（会社法 325 条の 6 第 1 号）

②電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の 1/10 を超えないこと（会社法 325 条の 6 第 2 号）

③電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、その期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計がその期間の 1/10 を超えないこと（会社法 325 条の 6 第 3 号）

P276～277 のⅲで説明しましたとおり、株主総会の日後の 3 か月間の期間は株主総会の決議の取消しの訴えの証拠にするための期間であり、電子提供措置のメインは株主総会の日までの期間です。よって、その期間内で中断が 1/10 を超えないかが大事なわけです。

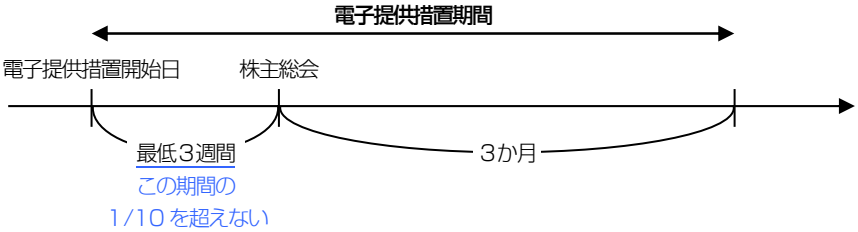

④株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかに、その旨、電子提供措置の中断が生じた時間および電子提供措置の中断の内容について、その電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと（会社法 325 条の 6 第 4 号）

たとえば、サーバ復旧後、ウェブサイト上に、「○年○月○日○時～○時頃、当サイトにアクセスできない事態が生じました」といった案内文を出すことが当たります。

vi　登記

（ⅰ）実体（会社法）→登記

電子提供措置をとる旨の定款の定めを設定または廃止した場合は、その定めの設定または廃止の登記を申請しなければなりません（会社法 915 条 1 項）。以下の事項は、登記事項だからです。

・電子提供措置をとる旨の定款の定め（会社法 911 条３項 12 号の２）

（ii）申請書の記載事項

申請例 14 ―― 電子提供措置の定めの設定の登記

事例：令和６年６月 28 日、非公開会社の株主総会において、以下の定めを設ける特別決議が成立した。

「当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。」

１．登記の事由	電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定
１．登記すべき事項	令和６年６月 28 日設定 電子提供措置に関する規定 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
１．登録免許税	金３万円
１．添付書面	株主総会議事録　１通 株主リスト　１通 委任状　１通

※最初に登場する申請例ですので（このテキストの指示どおりの順番でお読みいただいている場合〔P72＊参照〕）、このテキストの申請例の記載方針を説明します。

・実際の申請書には、P40 の見本のように記載事項が多数ありますが、試験で問われるのはその一部です。このテキストで申請例として表示している事項が、基本的に試験で問われる事項です。

・このテキストの申請例は、すべて司法書士に登記申請の依頼をした場合の事例です。記述の問題は、司法書士に登記申請を依頼する事例となるからです。

電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和６年６月 28 日設定 令和６年７月３日登記

ア　登記の事由

【設定】

「電子提供措置をとる旨の定款の定めの設定」と記載します。

【廃止】

「電子提供措置をとる旨の定款の定めの廃止」と記載します。

イ　登記すべき事項

【設定】

※上記申請例14のように記載します（令4.8.3民商378）。上記申請例14の「　　」の部分は、決議された事項を写すだけなので、記憶する必要はありません。

【廃止】

「年月日電子提供措置に関する規定廃止」と記載します（令4.8.3民商378）。

年月日は、「設定日」「廃止日」を記載します。この設定日と廃止日は、通常は株主総会の決議日です。

ウ　登録免許税

申請件数1件につき、3万円です（登免法別表第1.24.（1）ツ。令4.8.3民商378）。

エ　添付書面

①株主総会議事録（特別決議の要件を充たすもの。商登法46条2項。令4.8.3民商378）

電子提供措置の定めは、定款で定める必要があります。よって、電子提供措置の定めを設定することも廃止することも定款変更に当たるため、特別決議の要件を充たす株主総会議事録が必要です。

②株主リスト（商登規61条3項。令4.8.3民商378）

株主総会の決議を要しますので、株主リストが必要です（P307 の「株主リストの添付の基本的な判断基準」）。株主リストについては、P304〜309で説明します。

③委任状（商登法18条）

（2）例外

株主総会は、上記（1）のとおり取締役が招集するのが原則ですが、その他の者が招集する場合があります。以下の（a）（b）の場合です。株式会社の内部がゴタゴタしている場合です。

（a）少数株主による招集

当初は株主と取締役の仲は上手くいっていたが、次第に不和となり、株主が「取締役を解任したい！」と考えたなど、株主が株主総会を開いてほしいことがあります。しかし、株主は、まずは取締役に下記iの招集の請求をする必要があります。それでも招集がされない場合に、株主は初めて下記iiの招集ができます。株主総会の招集権者は取締役なので、いきなり株主が招集することはできないんです。

ⅰ　招集の請求

以下の要件を充たす株主が、取締役に株主総会の招集を請求できます。

非公開会社	公開会社
総株主の議決権の3/100以上を有する株主 （会社法297条1項、2項）	**総株主の議決権の3/100以上を6か月前から有する株主** （会社法297条1項）

公開会社の「6か月」

株主が株主権を行使する要件として、**公開会社においては「6か月前から引き続き有する」という要件がつくことがあります**。株主権の濫用を防止するためです。公開会社の株式は市場などで容易に取得できるため、たとえば、ライバル会社が市場で株式を取得し、嫌がらせのために株主総会を招集するといったことが考えられます。**大企業の株主総会だと開催に数千万円かかることもあります**ので、かなりの打撃となります。なお、「大企業の株主総会は開催に莫大な費用がかかる」ということは、様々なところで考慮されているので、頭に入れておいてください。

定款で株主権行使の要件を下げることは可

上記の「3/100」「6か月前」は、定款で下回る割合・期間を定めることができます（会社法297条1項かっこ書）。たとえば、「2/100以上の議決権を有する」「5か月前から有する」とできます。これらは、株主が招集を請求しやすくなる方向であり、株主に有利な定款の定めなので認められるんです（P272 の「定款の定めの基本的な考え方」）。会社法は、この方向で規定されています。定款で株主権行使の要件を変えられるかについては、このテキストでは今後は言及しませんが、**株主権行使の要件を下げること（株主が権利を行使しやすくなる方向）は基本的に可能**であると考えてください。

ⅱ　株主による招集

株主は、以下の①②のいずれかの場合には、裁判所の許可を得て、自ら招集できます。

①上記ⅰの請求の後遅滞なく招集手続が行われない場合（会社法297条4項1号）
②上記ⅰの請求があった日から8週間以内の日を株主総会の日とする招集通知が発せられない場合（会社法297条4項2号）

②の場合にも株主が招集できるのは、たとえば、取締役の解任を目的として株主が招集の請求をした場合に、取締役が形の上では招集手続を進めているように見せながら、株主総会の開催を遅らせよう遅らせようとすることがあるからです。

（b）裁判所による招集

i　総会検査役の選任

モメそうな株主総会もあります。東京電力の株主総会などをイメージしてください。モメて混乱した株主総会は、適正な手続にそって行われず、後にその決議が取り消されたりすることがあります（会社法 831 条）。そこで、以下の表の者は、後の証拠保全のために、招集の手続および決議の方法をチェックする検査役という者を選任するよう裁判所に申し立てることができます。通常は、弁護士が検査役に選任されます。

非公開会社	公開会社
①総株主（株主総会において決議できる事項の全部について議決権を行使できない株主は除きます）の議決権の１/100 以上を有する株主 **②株式会社** （会社法 306 条１項）	**①総株主（株主総会の目的である事項の全部について議決権を行使できない株主は除きます）の議決権の１/100 以上を６か月前から有する株主** **②株式会社** （会社法 306 条１項、２項）
検査役の報酬は高いですし（報酬は株式会社が支払います〔会社法 306 条４項〕）、株主総会のチェックのために検査役を選任するのは大事（おおごと）なので、「１/100 以上」という持株数の要件がついています。 株主だけでなく、株式会社も申立てができるのは、防御のためです。株式会社からしても、後で「あの株主総会はおかしかっただろ！」と難クセをつけられたくないんです。	

ii　裁判所による招集の決定

裁判所は、上記 i の検査役からの報告を受け、必要がある場合は、取締役に以下の①②の全部または一部を命じます。

①一定の期間内に株主総会を招集すること（会社法 307 条１項１号）
　この場合に、株主総会が招集されます。
②検査役の調査結果を株主に通知すること（会社法 307 条１項２号）

第５節　取締役

1 取締役とは？

１．意義

取締役：株式会社の業務執行の決定をし、業務を執行する役員

会社法では「業務（執行）の決定」「業務を（の）執行」という用語が出てくるのですが、これらは以下の意味です。

・業務（執行）の決定：たとえば、◯◯社と契約をすることを決めること
・業務を（の）執行　：業務（執行）の決定に基づき、たとえば、実際に◯◯社と契約をすること

株主が、目的地、船の規模、乗組員など船（株式会社）の大枠を決定し、実際に舵取りをするのが取締役です。

取締役は、社長、副社長、専務、常務などをイメージしてください。ただ、世間的な肩書きと会社法の機関は、必ずしも一致しません。最近は、取締役がＣＥＯ、本部長といった肩書きであることもあります。また、部長が会社法の取締役である場合もあります。

取締役は規制の方向

そもそもの株式会社は、経営能力のない株主が経営能力のある取締役に経営を任せるという発想からスタートしました。そうすると、株主は、賢い取締役に出し抜かれる可能性があるんです。**取締役は賢いため悪事を働く可能性がある**ということです。実際に、よく事件になりますよね。よって、株主の規定は株主を保護する方向のものが多いですが、取締役の規定は取締役を**規制する方向のものが多い**です。

２．取締役と株式会社の関係

会社法 330 条（株式会社と役員等との関係）

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

会社法 355 条（忠実義務）

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

第６節　代表取締役

1 代表取締役とは？

代表取締役：取締役のうち、株式会社を代表する者（会社法 47 条１項かっこ書）

「社長」をイメージしてください。ただ、代表取締役を社長という肩書きにしないといけないわけではありませんので、副社長や専務も代表取締役である株式会社もあります。代表取締役は１人である必要はありません。上場企業だと、代表取締役が３人くらいいることはよくあります。

2 権限（代表権）

１．意義

代表取締役は、株式会社を代表する権限（代表権）を有します。たとえば、代表取締役が株式会社を代表して契約をすれば、その契約の効果は、代表取締役ではなく、株式会社に帰属します。

この代表権には、下記２.と３.の特徴があります。

２．包括的

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有します（会社法 349 条４項）。

「裁判外の行為」とは、たとえば、上記１.で挙げた例のように、契約をすることです。

「裁判上の行為」とは、民事裁判などで代表取締役が法廷に行って原告席や被告席に座るということです。代表取締役がした訴訟における行為が、株式会社の行為となります。代表取締役が弁護士に委任して任せることも多いですが、中小企業の社長さんだと、自分で法廷に行って訴訟をする方もいます。

３．不可制限的

P336 で説明したとおり、代表取締役に大部分の業務執行の決定を委任している企業が多いです。しかし、企業の内規で、「1000 万円を超える取引については、取締役会の承認を要する」などと制限を加えている場合があります。このような代表取締役の代表権についての制限は、善意の第三者には対抗できません（会社法 349 条５項）。

第７節　取締役会

1 取締役会とは？

１．意義

取締役会：すべての取締役で組織される（会社法 362 条１項）、業務執行についての株式会社の意思決定をし、取締役の職務の執行を監督する機関

取締役会設置会社においては、船（株式会社）の重要な意思決定（定款変更や誰を取締役にするかなど）は株主総会が決めますが、基本的な意思決定機関は取締役会となります。

大企業の取締役会は、ドラマなどで見たことがありませんでしょうか。株式会社の豪華な会議室に年収 2000 万円くらいの重役が十数人集まっているシーンです。

取締役会カンケーは「組織＞個人」

取締役は賢いため、悪事を働く可能性があり、規制する必要がありました（P333 の「取締役は規制の方向」）。取締役会は、取締役で合議体を形成し、取締役を監督する趣旨の組織です。よって、**取締役会という組織が取締役個人よりも重視されます**。取締役会や取締役会の内部組織は、このように組織重視になっています。サッカーでいうと、南米サッカーではなく、ヨーロッパサッカーです（サッカーに興味のない方はスルーしてください）。

P453

２．員数

取締役会設置会社は、取締役が３人以上である必要があります（会社法 331 条５項）。

「○○会」は３人以上

【原則】**「○○会」は構成員が３人以上必要**

【例外】**社員関係の組織**（発起人会、創立総会、株主総会、社員総会）

社員は１人であること（一人法人）も認められているからです（P７②）。

なお、非取締役会設置会社において、取締役が３人以上いても（極端なハナシ 100 人いても）構いません。取締役会を設置する旨を定款に定めない限り、取締役が何人いても非取締役会設置会社です。これは、監査役など他の役員等でも同じです。たとえば、監査役が 100 人いても、監査役会を設置する旨を定款に定めない限り、非監査役会設置会社です。

第8節　会計参与

1　会計参与とは？

会社法 374 条（会計参与の権限）

1　会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第 435 条第２項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）及びその附属明細書、臨時計算書類（第 441 条第１項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。）並びに連結計算書類（第 444 条第１項に規定する連結計算書類をいう。第 396 条第１項において同じ。）を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。

会計参与：取締役（または執行役）と共同して、計算書類などを作成する役員（会社法 374 条１項前段、６項）

その名のとおり、「会計」に「参」加し「与（くみ）」するのが仕事です。

会計参与は、税理士さんをイメージしてください。株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしていた税理士さんが、役員として株式会社の内部に入り、取締役などと共同して計算書類などを作成するのが会計参与です。税理士さんなどの会計の専門家が役員となり、取締役などと共同して計算書類などを作成することで、内部監査がされ、計算書類などの正確性が担保されます。計算書類は、詳しくはⅡのテキスト第３編第５章第２節で説明しますが、P22※で説明した貸借対照表などのことです。

ただ、会計参与は、実際にはほとんど置かれていません。役員になると任務懈怠責任（会社法 423 条１項。P518）などで損害賠償責任を負う可能性もあるからです。今でも、税理士さんは株式会社と顧問契約を締結して、株式会社の外から会計の手伝いをしているのが現状です。私の株式会社の顧問税理士さんに、「会計参与になろうと思ったことありますか？」と聞いたら、「考えたこともない」って言っていました……。

内部機関

この会計参与は、株式会社の内部機関です。P12 の図でも、船内にいます。

2　権限

1．計算書類などの作成

上記1で説明したとおり、取締役などと共同して計算書類などを作成するのが、会

第９節　監査役

1　監査役とは？

会社法 381 条（監査役の権限）

1　監査役は、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

監査役：取締役および会計参与の職務執行の監査をする役員（会社法 381 条１項）
その名のとおり、「監査」するのが仕事です。

監査役の独立性の確保

監査役の地位は他の役員等以上に守られており、独立性が確保されています。監査役の仕事は監査ですが、自身の地位が不安定だと監査を躊躇（ちゅうちょ）してしまいます。取締役の耳の痛いことを言ったからすぐにクビになるのであれば、思い切った監査ができません。そこで、その地位が守られているんです。何か不祥事が起きたときに、「第三者委員会が調査するが、その地位は守られているのか？　独立性は確保されているのか？」といったことが問題になりますよね。あれと同じです。

よって、監査役が厳しいチェックをしており、取締役や従業員が「監査役の監査に引っかからないかな……」とビクビクしている株式会社もあります。
しかし、取締役に引退後のいわゆる天下りのポストとして与えられる場合もありますし、中小企業だと取締役の奥さんが監査役になっている株式会社もあります。そういった株式会社では、監査役の監査がきちんと機能していないことが多いです。

2　権限

１．通常の監査役

（１）監査権

上記1で説明したとおり、取締役および会計参与の職務執行の監査をするのが、監査役の基本的な仕事です。
この監査権限は、以下の範囲に及びます。

・業務執行の適法性（違法かどうか）

第 10 節　監査役会

1 監査役会とは？

1．意義

監査役会：すべての監査役で組織される（会社法 390 条 1 項）、監査役の合議体

監査役は、独任制の機関です。監査役は強い監査権限を持っているので、他の監査役が反対していても、P432〜438 2 の権限を行使できます。しかし、取締役会は合議体で、取締役が 20 人くらいいることもありますので、それに対抗するため、監査役も合議体を形成できるんです。それが「監査役会」です。

監査役会は「組織＜個人」

このように、あくまで合議体である取締役会に対抗するために合議体を形成しただけですので、**監査役個人が組織よりも重視**されます。監査役は、あくまで**独任制**の機関なんです。サッカーでいうと、ヨーロッパサッカーではなく、南米サッカーです（サッカーに興味のない方はスルーしてください）。

P398 」

2．員数

監査役会設置会社は、監査役が 3 人以上である必要があります（会社法 335 条 3 項。P398 の「『○○会』は 3 人以上」）。

また、監査役会の監査役の半数以上は、社外監査役である必要があります（会社法 335 条 3 項）。監査を強化するためです。監査役会を置くのがマストなのは、公開会社かつ大会社です（P267 ルール 5 ）。想定されているのは上場企業です。上場企業ですから、厳格な監査をすることが求められますので、半数以上は外部から人材を登用しないといけないんです。監査役は取締役に引退後のいわゆる天下りのポストとして与えられる場合もありますが、半数が天下りはダメということです。取締役からすぐに監査役になった者は、社外監査役とはなりません（下記 3.①）。

社外監査役は、すべての株式会社において置かなければならないわけではありません。設置義務のある株式会社は、監査役会設置会社のみです。社外監査役である旨の登記をするのも、監査役会設置会社のみです（会社法 911 条 3 項 18 号）。

第 11 節　会計監査人

1　会計監査人とは？

会社法 396 条（会計監査人の権限等）

1　会計監査人は、次章の定めるところにより、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

会計監査人：計算書類などを監査する株式会社の機関（会社法 396 条１項前段）

その名のとおり、「会計」の「監査」をするのが仕事です。

会計監査人には、公認会計士さんがなります。公認会計士さんは、監査の時期になると、株式会社に乗り込んで「○○の書類を見せてください」「○○さんを呼んでください。これがどのような支出かを聞きます。」など、株式会社の外部から株式会社の財務を厳しくチェックします。

外部機関

この会計監査人は、株式会社の**外部機関**です。P12 の図でも、船の外にいます。

監査ナニナニの下

会計監査人は、外部機関なのですが、**監査ナニナニ（監査役、監査等委員、監査委員。P401）の監督下**に置かれます。P12 の図でも、監査役から会計監査人に「←」が出ています。これは、取締役の不当な扱いから会計監査人を守るためです。どうしても、経営陣（取締役）の力が強くなってしまうので、厳しい会計監査をしてもらうには、監査ナニナニが守る必要があるんです。

2　権限

1．計算書類などの監査

上記1で説明したとおり、計算書類などを監査するのが会計監査人の基本的な仕事です。計算書類は、詳しくはⅡのテキスト第３編第５章第２節で説明しますが、P22※で説明した貸借対照表などのことです。

会計監査人は、その職務を行うに当たって、会計監査人設置会社またはその子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、支配人またはその他の使用人などを使用できません（会社法 396 条５項）。会計監査の公正を確保するためです。

第 12 節　監査等委員会設置会社

＊この第 12 節の監査等委員会設置会社と次の第 13 節（P496～512）の指名委員会等設置会社は、特殊な形態です。なお、会社法では、「監査等委員会設置会社→指名委員会等設置会社」の順で規定されています。しかし、制度ができたのは、「指名委員会等設置会社→監査等委員会設置会社」の順なので、先に第 13 節（P496～512）の指名委員会等設置会社の説明をお読みください。

1　監査等委員会設置会社とは？

監査等委員会設置会社：監査等委員会を置く株式会社（会社法２条 11 号の２）

監査等委員会設置会社についても、まずは船の図を示します。

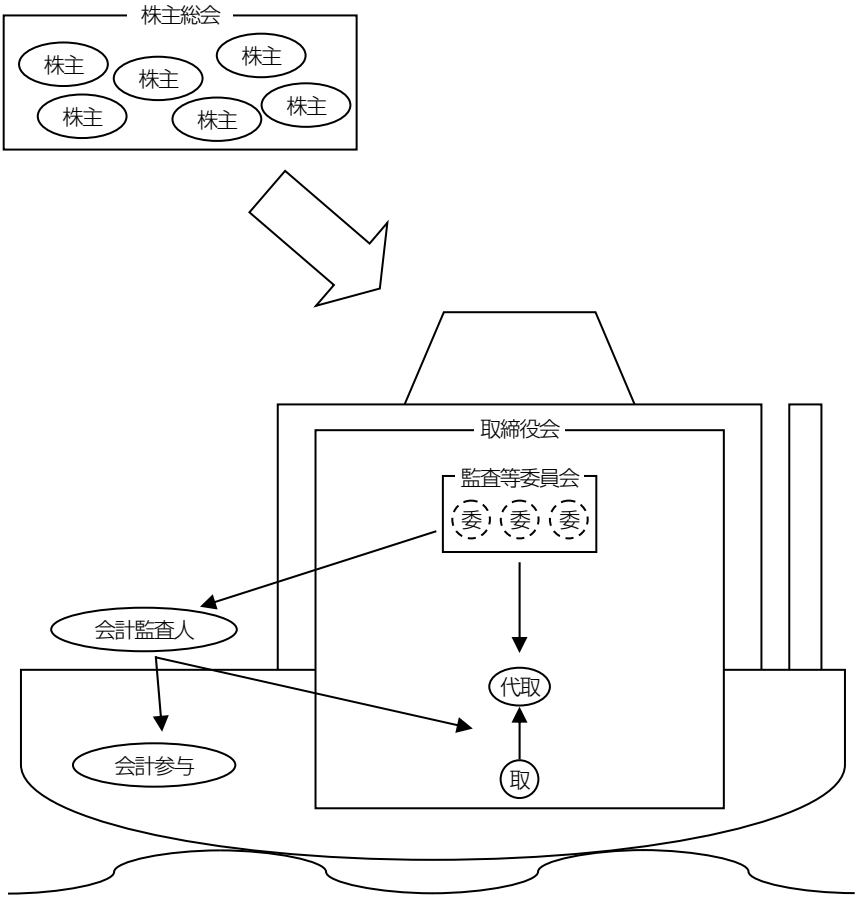

第 13 節　指名委員会等設置会社

1　指名委員会等設置会社とは？

指名委員会等設置会社：指名委員会、監査委員会および報酬委員会の３つの委員会を置く株式会社（会社法２条 12 号）

このテキストでは株式会社を船にたとえていますので、指名委員会等設置会社についてもまずは船の図を示します。「指名委員会等」の「等」は、監査委員会と報酬委員会のことです。

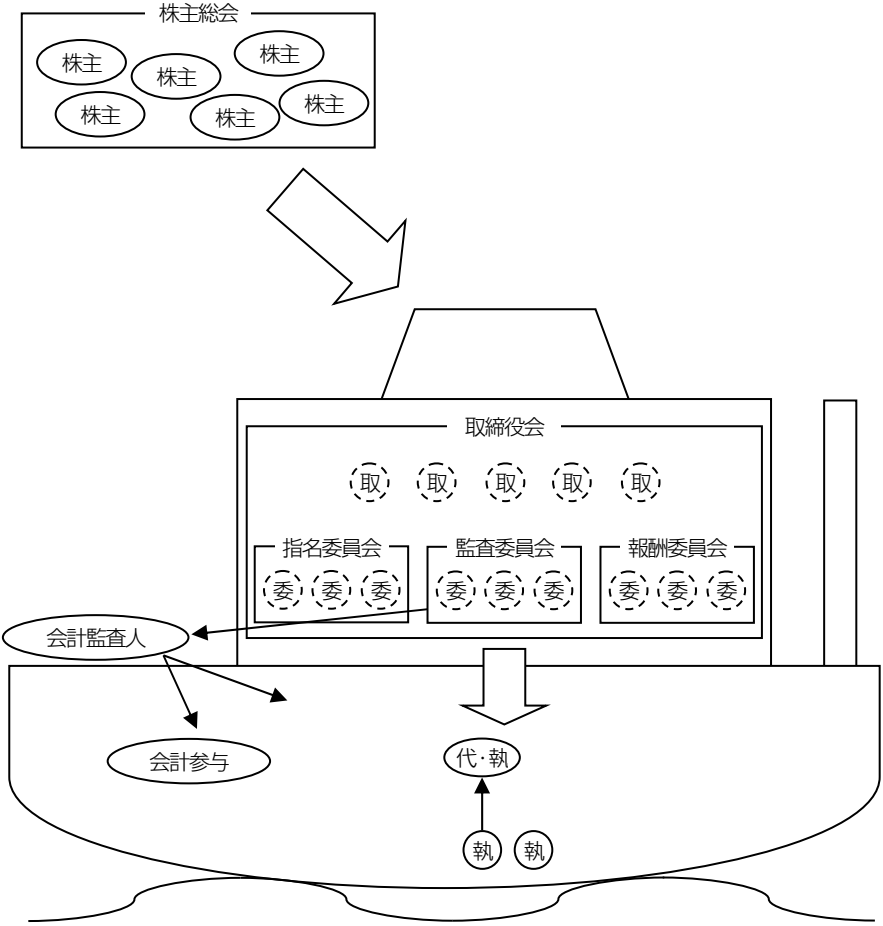

指名委員会等設置会社は、アメリカの上場企業の機関構成を参考にして平成 14 年に新設された**非常に厳しい監視体制**の会社形態です。会計参与を置くかは任意ですが、それ以外は以下の機関構成しか認められず、機関設計がガチガチです。

「株主総会＋取締役会＋指名委員会等（指名委員会・監査委員会・報酬委員会）
＋執行役＋会計監査人」

通常の株式会社では、取締役会・取締役が、業務執行の決定（＊）、業務の執行（＊）、そして、その執行の監督までを行います。しかし、執行機関と監督機関が同じだと、どうしても監督がユルくなってしまいます。

＊業務執行の決定と業務の執行の違いは、P333 の 1.をご覧ください。

そこで、指名委員会等設置会社では、**取締役会が業務執行の決定と執行の監督を行い、執行役が業務の執行を行う**と**厳格に分離**しました。取締役会は、業務執行の決定と執行の監督に専念します。そして、指名委員会等設置会社には「執行役」という機関があり、この執行役が業務を執行します。

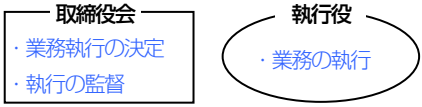

また、取締役会の監督機能を強化するために、取締役会の内部に「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」という 3 つの委員会が置かれます。これら 3 つの委員会は、それぞれ過半数が社外取締役で構成され、取締役、執行役などを厳しく監督していきます（会社法 400 条 3 項）。

― Realistic 16　指名委員会等設置会社は広まらなかった ―

指名委員会等設置会社を選択するかは完全に任意です。国としては、上場企業の多くに指名委員会等設置会社になって欲しかったのですが、上場企業でも 100 社にも満たず（日立グループ各社、みずほフィナンシャルグループ、関西電力などわずかです）、広まりませんでした。以下のような理由があります。

①アメリカの上場企業の機関構成を参考にして設計された非常に厳しい監視体制を採る会社形態なので、日本企業の体質と合わない

②過半数が外部の者（社外取締役）である指名委員会に役員の人事権を、報酬委員会に役員等の報酬決定権を握られる

人によっては 1 番大事であるポストと金を外部の者に握られるわけです。